

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四日市市長 森 智広

市町村名 (市町村コード)	四日市市 (242021)
地域名 (地域内農業集落名)	海蔵地区 (野田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月17日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区内の農業者の高齢化および後継者不足により、農地の売却や転用を考える人が増えている。
- ・区画が小さく、耕作を行いにくい農地がある。
- ・地区内の耕作者が減る中で、井堰やポンプ等の水利施設の維持管理が難しくなっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とする。
- ・地区内の農地は、農業を担う者に集積していく。また、作業効率を向上させるために、集約化(ゾーン分け)を進めるための話し合いを継続して実施する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
当地区内の農地利用は、農業を担う者9名へ集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業を担う者及び土地所有者が、農地の受け手、出し手として農地中間管理機構の活用を検討し、方針に沿った集積を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
耕作する地権者が減る中、井堰やポンプ等の水利施設の維持管理が難しくなっているため、維持管理の方法について検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区では、農業を担う者9名への農地の集積・集約化に努める。また、耕作しやすい環境整備について、地区全体で取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②みえの安心食材表示制度等に基づいて、化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、安全・安心な作物の栽培に取り組んでいく。
- ③地域の農地を守っていく（営農継続）に当たっては、限られた人材で効率的な農業を目指すことが重要であることから、作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
- ⑦井堰やポンプ等の水利施設の維持管理のため、補助金等を活用しながら、計画的に整備・修復を行う。  
また、地区内で被害が拡大しているスクミリンゴガイについて、冬期の耕うん、適切な農薬散布、浅水管理や水路の残土処理等を適切に行うことで、食害の減少に努める。